

独占禁止法の改正 ～調査協力減免制度の導入～

梅田総合法律事務所 弁護士 伴城 宏
弁護士 佐野 翔平

▶ POINT

- ① 2019年改正独占禁止法が本年12月25日から施行されます。
- ② カルテルに関する課徴金が強化されます。
- ③ カルテル課徴金について調査協力による減免制度が導入されました。

1 はじめに

2019年6月に成立した改正独占禁止法が2020年12月25日から施行されます。改正のポイントは、

- (1) 課徴金算定方法の見直し
- (2) 調査協力による課徴金減免制度の導入
- (3) 弁護士依頼者秘匿特権の導入

の3点であり、特に(2)の調査協力による課徴金減免制度は、これまでのカルテルに関する公正取引委員会の調査実務及び企業側の対応実務を大きく変えるものと言われています。

2 課徴金算定方法の見直し

事業者の経済活動や企業形態の変化が進む中で、独占禁止法違反も複雑化、多様化しており、そのような違反行為に対応するため、課徴金算定期間の延長、算定基礎額の対象拡大、業種別算定率の廃止等の改正が行われ、カルテルに関する課徴金が強化されました。

改正法施行後の課徴金算定は、以下の方法により行われます。

$$\text{課徴金基礎金額} \times \text{基本算定率} 10\% \times \text{有責性を勘案した加算率} \times \text{減算率} \\ (\text{中小企業} 4\%)$$

(1) 課徴金基礎金額

課徴金算定基礎金額は、「算定期間(実行期間)における違反對象商品・役務の売上額」とされていますが、以下の点が改正されます。

① 算定基礎期間の延長

調査開始日から最長10年まで遡ることができるようになります(現行3年)。

② 推計規定の新設

資料の散逸等により一部売上額が不明な場合の推計規定が新設されました。

③ 算定基礎額の対象拡大

課徴金算定基礎金額に以下の金額が追加されます。

- ・対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得(談合金)
- ・対象商品・役務に密接に関連する業務(下請受注等)によって生じた売上額
- ・違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業の売上額

(2) 算定率

① 業種別算定率の廃止

現行の課徴金は、製造業、小売業、卸売業で算定率が異なっていましたが、このような業種別算定率が廃止され、カルテルの基本算定率は10%(中小企業4%)に一本化されます。

② 早期離脱軽減算定率の廃止

早期離脱に対して適用されていた軽減算定率が廃止されます。

③ 割増算定率

主導的役割を果たした事業者または繰り返し違反をした事業者には、割増算定率(150%。両者を満たす場合は200%)が適用されますが、以下の点が改正されます。

- ・主導的役割に、関連資料の隠蔽、仮装の要求等の調査妨害行為を含むものとされます。
- ・繰り返し違反について、完全子会社、事業承継会社の違反を含むとされ、他方、同時並行的な違反行為を除くものとされます。

3 調査協力による課徴金減免制度

今回の独占禁止法改正の大きな柱が、調査協力による課徴金減免制度の導入です。

カルテルの課徴金については、2016年にリニエンス(課徴金減免)制度が導入され、申請順位に応じて減免率が固定されていました(1位100%、2位50%、3~5位30%、6位以下なし)。

今回の改正では、申請順位に応じた減免率は大幅に縮小される一方で、申請後の調査への協力度合いに応じた減算率が最大40%とされました。

また、従前は減免なしとされていた6位以下についても、調査への協力度合いに応じて最大45%の減免が得られることになりました。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

協力度合いは、事件の真相の解明に資する程度を評価して判断されることとなりますので、改正法施行後にリニエンシーを申請する場合には、申請順位だけでなく、公正取引委員会の真相解明に資する具体的な事実をどれだけ提示できるかが、大きなポイントとなります。

また、公正取引委員会の調査実務でも、従来のような関係者を呼び出して聴取する供述調書中心の調査実務から、事業者の自主申告により証拠を収集する方法に変更し、EUのカルテル調査実務に近い制度になると言われています。

この調査協力による課徴金減免率は、以下のような手続で決定されます。

課徴金減免制度(続き)

●協議の流れ



※1 仮に、協議が不調に終わった場合、協議中の事業者の説明内容を記録していたとしても、それ自体は証拠にならない。
 ※2 事業者が協議において提示した協力行為を実施した場合、公正取引委員会は提示した減算率を適用する(事業者が減免失格事由に該当する場合は、申請順位に応じた減免率も協力度合いに応じた減算率も適用はなくなる。)

課徴金減免制度の運用については、恣意的な運用を防ぐため、公正取引委員会からガイドライン³が提示されています。ガイドラインによれば、

- ・事業者が協力内容を提示し、公正取引委員会は、それを受けて、減算率を提示します。減算率は、特定割合を提示する場合と、上限及び下限を提示する場合があります。
- ・協議不調の場合には、事業者の説明内容は証拠にはなりません。
- ・事件の真相の解明に資する程度に応じて、以下の減算率が適用されます。事件の真相の解明に資する程度の評価にあたっては、①具体的かつ詳細であるか否か、②公正取引委員会規則で定める「事件の真相の解明に資する」事項(下記)について網羅的か否か、③事業者が提出した資料により裏付けられるか否かの要素が考慮されます。

¹ 公正取引委員会 HP https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen_2.html。調査開始後に課徴金減免率 10% が適用されるのは、調査開始前の減免事業者数と合算して 5 社以内。

² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/keitorikikaku/190619besshi1.pdf> より引用

³ https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index_files/06gl_gensan.pdf

表2 事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

・公正取引委員会規則で定める「事件の真相の解明に資する」事項としては、①違反行為の対象となった商品、役務、②違反行為の態様、③違反行為の参加者、④違反行為の時期、⑤違反行為の実施状況、⑥その他違反行為にかかる事項、⑦課徴金算定の基礎となる額等であり、ガイドラインで具体的に定められています。

上記ガイドラインによっても、実務的にどのような証拠を提示すればどの程度の減算率が適用されるのかなど不明な点も多く、制度の具体的な運用がどのようなものになるのか、注目されます。

4 弁護士依頼者秘匿特権

調査協力による課徴金減免制度の導入に伴い、欧米で認められている弁護士依頼者秘匿特権が導入されました。弁護士依頼者秘匿特権とは、事業者が弁護士から適切な助言を受けるために、弁護士との間のコミュニケーション内容の機密性を保護する制度であり、審査官から提出命令が行われても、要件を満たすことが確認された文書については、審査官等がその内容に接することなく、速やかに還付することとされています。

本制度の適用を受ける対象文書は、不当な取引制限(カルテル・入札談合)に関する法的意見について、事業者との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書であり、事実調査に関する資料は含みません。

本制度の適用を受けるためには、

- ① 提出命令時に、事業者が本制度の取扱いを求めること
- ② 本制度の対象であると表示し、他の文書と区別して保管されていること
- ③ 内容を知る範囲が制限されていること

等の要件を満たす必要があり、予め慎重な配慮と保管が必要になります。

本制度についてもガイドライン⁵が定められています。

5 おわりに

独禁法改正により、カルテルに対する課徴金は強化される一方、調査協力による課徴金減免制度が導入され、企業にとっては、自主的な違反申告、調査への協力がますます重要になりました。企業側は、より一層、社員・役員教育、社内通報窓口の整備等、コンプライアンス体制の構築が求められます。

⁴ https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index_files/06gl_gensan.pdf より引用

⁵ https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index_files/07hanbetu.pdf

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有
いただいで差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

COLUMN

電話：50年、携帯電話：12年、Facebook：3年、ポケモン Go：19日…これらは、それぞれのサービスがユーザー
5000万人に達するまでにかかったとされている時間です（出典：<https://steemit.com/steemit/@johnnywingston/how-long-does-it-take-steemit-to-hit-50-000-000-users--1502430927-1670258>）。数字の正確性はともかく、これを見ると、時代の変化のスピードが年々早くなっていることがよく分かります。

私も、米国留学やシリコンバレーのベンチャーキャピタル等での出向を経て通常業務に復帰してからはや1年が過ぎました。この間、私が弁護士となった2012年ごろにはほとんどなかったAI、IoT、デジタルヘルス、ドローンなど先端的なテクノロジーに関連するご相談や、海外のスタートアップ企業とのアライアンスに関する大手企業からのご依頼なども多く、日本においても大きな変化が訪れつつあることを日々実感しています。

テクノロジー系のスタートアップはもちろん、大手企業や中小企業にとっても、時代の変化やテクノロジーの進化を理解することは必須になってきています。法律事務所も例外ではありません。今後、当事務所スタートアップチームでも、引き続き最新のテクノロジーとそれに関連する法律・契約関係の研鑽に努めるのはもちろん、積極的に情報発信を行っていく予定です。

（弁護士 西口健太）

梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL：06-6348-5566(代) FAX：06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL：03-6447-0979 FAX：03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>